

総長選考・監察会議（第3回）

令和7（2025）年6月20日（金）

13：30～15：30

議 題

1. 運営方針委員の選任について（非公開）
2. 次期総長選考プロセスについて
3. その他

配付資料

1. 東京大学運営方針委員候補者（案）【非公開】
2. 次期総長選考に向けた課題検討
3. 令和7年度第2回総長選考・監察会議議事要旨（案）

参考資料

次期総長選考に向けた主な検討スケジュール（イメージ）

次期総長選考に向けた課題検討

大学組織における総長の位置づけについて

論点

- ・大学組織における総長の位置づけ
- ・教学と経営の長を分離するか否かについて、大学としての方針を確認

検討の方向性

- (a)教学と経営を分離しない（現行維持）
- (b)教学と経営を分離しないが教学を「つかさどる副学長」を置く【学校教育法第92条第4項】
- (c)理事長（経営）と大学総括理事（教学）に分離する【国立大学法人法第10条第3項】

前回選考時

2019年の国立大学法人法の改正により、学長の職務について、教学と経営の分離が可能となったが、総長選考会議では「東京大学は、総長の統括と責任の下に、教育・研究及び経営の両面にわたって構成員の円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、効果的かつ機動的な運営を目指す」との東京大学憲章の理念に基づき、引き続き、教学と経営双方の長たる総長が統括することが望ましいと判断。（令和2年4月7日研究科長・学部長・研究所長合同会議資料より抜粋）

【国立大学法人ガバナンス・コード】原則3-3-5 経営力を発揮できる体制の検討

学長選考・監察会議は、国立大学法人に大学総括理事を置き、法人内において経営と教学を分離するかどうかについて決定する権限を有する。学長選考・監察会議は、各法人が最も経営力を発揮できる体制の在り方を十分に検討するとともに、大学総括理事を置くこととする場合には、その検討結果に至った理由を公表しなければならない。

学内WGにおける検討の結果

⇒2025(R7).1.10 第11回総長選考・監察会議において異議なく了承

- (a)教学と経営を分離しない

東京大学憲章に掲げる総長の統括と責任の下、総長は、教学と経営の両面について引き続き最終的責任を負うものとしつつ、各理事に適切にその権限を委譲することによって、主として法人経営側に注力するという本学のUTokyo Compass推進会議ガバナンス分科会・国際卓越研究大学構想策定委員会ガバナンス部会の現段階の検討の方向性について、適切であると判断した。

次期総長の任期について

課題

国立大学法人法において、「学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める」とされている。

論点

- ・総長の任期は、大学運営上の基礎的な重要事項であり、様々な視点から総合的に判断する必要・総長像全般の議論を深めつつ、その議論に沿って検討
- ・総長選考・監察会議の解任申し出権限など、その果たす役割や機能と併せて一体的に考えていく必要
- ・中期計画の在り方など大学を取り巻く諸条件の変化も考慮すべき要素
- ・国際化を踏まえ海外の大学の状況等も視野に入れた議論が必要
- ・海外の諸大学の総長選考について比較する場合には、その制度の成りたちや文化の違いにも留意すべき

検討の方向性

- (a) 6+0 (H21年～現行)
- (b) 4+0 (S47年～H20年)
- (c) 4+2 (S24年～S47年)
- (d) 5+a (T8年～S13年)・・・など

※過去の検討経緯

「6年は長すぎる」という意見が学内にあることを認識しつつも、これまでの検討では、「6年は不適切である」という意見は特段なく、6年任期を見直す積極的な理由は見当たらなかった。

東京大学総長の任期に関する規則（抄）

（任期）

第2条 総長の任期は、6年とする。

2 総長は、引き続いて再任されることができない。

第3条 前条の規定にかかわらず、総長が欠けたときの後任の総長の任期は、前任者の残任期間とする。この場合、後任の総長は、引き続いて1回に限り再任されることができる。

学内WGにおける検討の結果

⇒2025(R7).1.10 第11回総長選考・監察会議において異議なく了承

(a) 任期6年、再任不可

中長期的な視点で国立大学法人の経営・運営に責任を持つことが必要となる点を重視し、総長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう、引き続き、中期目標・中期計画の期間に合わせて総長の任期を6年とすることが適切であると判断した。再任については、総長の権限は非常に強く、引き続き再任を認める場合は、組織及び人材の固定化をまねく恐れがあることから、法人経営人材の育成に資するため、現段階においてその取扱いを見直す必要性はないものと判断した。

14

次期総長の任期について —参考法令等—

国立大学法人法（抄）
（役員任期）

第十五条 学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て、国立大学法人の規則で定める

【国立大学法人ガバナンス・コード】補充原則3-3-1③

学長選考・監察会議は、国立大学法人法に基づき法人の長の任期を審議するに当たっては、国立大学法人のミッションを実現するために法人の長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう適切な期間を検討すべきである。あわせて、国立大学法人における継続的な経営・運営体制の構築のため、法人の長の再任の可否や再任を可能とする場合の上限設定の有無についても適切に検討し、その理由とともに公表しなければならない。

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（通知）【平成26年8月29日】（一部抜粋）

⑤ 学長又は機構長の任期については、国立大学法人等の自主性・自律性の尊重に配慮する観点から、学長等選考会議の議を経て、各国立大学法人等の規則で定めるものであるが、学長又は機構長が適切にリーダーシップを発揮できるよう、任期を設定すること。また、現学長又は現機構長について、例えば、学長等選考会議が優れた業績を上げていると判断した場合には、教職員による、いわゆる意向投票を行わずに再任を認めるなど、柔軟な手続を確保することについても適切に留意すること。

「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）【平成26年2月12日 中央教育審議会大学分科会】（一部抜粋）

（3）学長の任期

○ 学長の任期については、現在、国立大学法人及び公立大学法人では、2年以上6年を超えない範囲とされているが、再任されることができると法定されている。私立大学については法律上の規定はなく、各大学の判断に委ねられている。学長の任期については、基本的に各大学が判断すべき事柄ではあるが、過度に短い場合には、大胆な改革を行うことは困難であり、各大学の中長期的なビジョンを踏まえながら、安定的なリーダーシップを発揮できるよう、それぞれに適した年数の任期を設定すべきである。

求められる総長像について

論点

- ・「求められる総長像」の具体化についての検討

検討の方向性

- (a) 現行維持
- (b) 国内外の大学における求められる総長像を参考にする

国立大学法人法（抄）
（役員の任期）

第十二条

6 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考・監察会議が定める基準により、行わなければならない。

前回選考時

求められる総長像の作成に当たって、広くパブリックコメントを実施し、学内構成員(教職員・学生)の意見も踏まえた「求められる総長像」を策定した。

国立大学法人ガバナンス・コード【原則3-3-1 国立大学法人のミッションを踏まえた明確な理念に基づく責任ある法人の長の選考等】

学長選考・監察会議は、国立大学法人法等に則り、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の評議員から同数を選出し構成され、法人の長の選考や解任、大学総括理事の設置の要否の検討、法人の長の業績評価等を担う会議体である。このため、学長選考・監察会議は、自らの権限と責任に基づき、法人の長に求められる人物像（資質・能力等）に関する基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行うべきである。

【国立大学法人ガバナンス・コード】補充原則3-3-1①

学長選考・監察会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要なとされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。

学内WGにおける検討の結果

⇒2025(R7).3.14 第13回総長選考・監察会議において異議なく了承

(a) 現行維持

広く学内外から相応しい者を求めるため、資質・能力に関する基準は、ある程度抽象的な表現を用いて境界条件のような形で示した方がよいのではないかと。

代議員会における第1次総長候補者の推薦における結果の取扱い【学内WG検討結果】

論点

・代議員会の投票については、投票結果を公開すべきかどうか、公開する場合には、誰に対して、どのような内容（氏名あるいは順位）を、いつ（とりわけ候補者が辞退を申し出る時期との先後）公開するかが、重要な検討課題と考えられる。（総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書 令和3（2021）年3月 東京大学）

検討の方向性

- ・具体的には、総長選考プロセスの各段階（第1次総長候補者の決定、第2次総長候補者の選定、意向投票、総長予定者の決定）の意味づけの明確化及びそれに応じた適切な制度・手続の設計（2-4（2）②）。（総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書 令和3（2021）年3月 総長選考会議の組織検討タスクフォース 東京大学）
- ・第1次候補者及び第2次候補者に関する情報については、選考プロセスの各段階の意味付けを明確にした後に、それぞれ公表内容、発信・提供の範囲、時期等について、経営協議会や教育研究評議会等、学内の意見も傾聴しつつ、選考の透明性確保の観点も含め、詳細に議論した上で決定すべき（令和4年度の総長選考会議への申し送り事項1(2)③）

学内WGにおける検討の結果

- ①代議員会における投票結果を公開すべきか --→公開する方がよいのではないか。
- ②公開する内容 --→氏名（辞退者を除く）、得票数（参考情報）
- ③公開する対象 --→学内
- ④公開する時期 --→代議員会の終了後、辞退者を除く第1次総長候補者が確定したとき

<総長選考・監察会議委員へ提示する時期と情報>

代議員会で10名を選出の後、辞退者を確認した上で、（絞り込みの前に）辞退者を除く第1次総長候補者の「氏名・得票数」を委員全員に伝える。

<学内構成員への公開時期と内容>

総長選考・監察会議が第1次総長候補者を決定した段階（辞退者確定後、かつ、絞り込みの前に）辞退者を除く全員の「氏名・得票数」を公開する。

<情報の公開にあたっての基本的な考え方>

- ・透明性の確保という点で学内構成員へ代議員会の情報を開示する（公開の趣旨）
- ・絞り込みは総長選考・監察会議が主体的に行うプロセスであり、面接などを総合的に勘案して行うもの。
- ・代議員会の得票数は参考情報に過ぎず、その後の絞り込みを制約するものではない。
- ・絞り込みにあたっては、経営協議会からの推薦を含め、すべての第1次総長候補者をフラットに検討する。

<国立大学法人法>

6 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考・監察会議が定める基準により、行わなければならない。

<国立大学法人ガバナンス・コード>

【原則3-3-1 国立大学法人のミッションを踏まえた明確な理念に基づく責任ある法人の長の選考等】

学長選考・監察会議は、国立大学法人法等に則り、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の評議員から同数を選出し構成され、法人の長の選考や解任、大学総括理事の設置の要否の検討、法人の長の業績評価等を担う会議体である。このため、学長選考・監察会議は、自らの権限と責任に基づき、法人の長に求められる人物像（資質・能力等）に関する基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行うべきである。

補充原則 3-3-1 ①

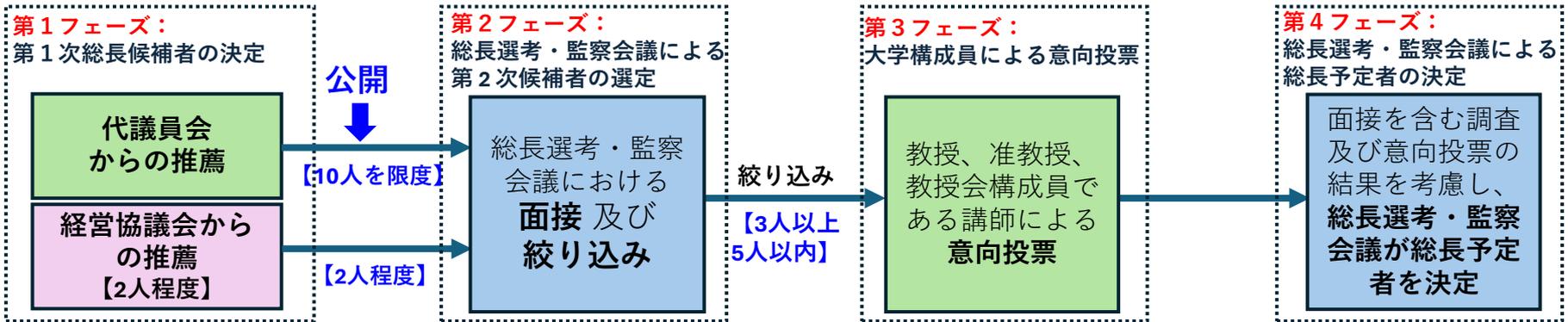
学長選考・監察会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。

<東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則> (抄)

(4) 代議員会は、次の方法によって第1次候補者を定める。

- ア. 各代議員は、候補者として適当と認める者2人以内を連記で投票する。
- イ. 代議員会の議長は、得票者の氏名を50音順にその席上において発表する。
- ウ. 各出席代議員は、イ.の得票者の中から3人以内を連記で投票する。
- エ. ウ.の投票において得票多数の者10人を限度として第1次候補者とする。ただし、末位に得票同数の者がある場合は、10人を超えてその者を第1次候補者に加える。
- オ. 代議員会の議長は、第1次候補者の氏名を50音順によりその席上において発表する。ただし、各第1次候補者の得票数及びその順位はこれを発表しないものとする。

< 本学における総長選考プロセス >



< 総長選考・監察会議委員へ提示する時期と情報 >

代議員会で10名を選出の後、辞退者を確認した上で、(絞り込みの前に) 辞退者を除く第1次総長候補者の「氏名・得票数」を委員全員に伝える。

< 学内構成員への公開時期と内容 >

総長選考・監察会議が第1次総長候補者を決定した段階 (辞退者確定後、かつ、絞り込みの前に) 辞退者を除く全員の「氏名・得票数」を公開する。

【(参考) 令和2年度総長選考】

	代議員会終了直後 (10名)	第1次総長候補者確定後 (10名 - 辞退者) 【辞退承認後】	面接	第2次総長候補者決定後 (3名 ~ 5名) 【面接絞り込み後】	総長予定者決定後
総長選考・監察会議委員	氏名		第1次候補者の氏名及び得票数を「回収資料」として各位委に席上配付		
代議員	氏名 (席上で出席代議員に対して発表)				
学内構成員	8				19

代議員会選出 第1次総長候補者氏名（五十音順）公表（イメージ）

(氏名と得票数を同時に公表する場合・五十音順(得票数有))

イメージ

別紙

代議員会選出 次期総長第1次候補者氏名

ア ● ● ●	(15 票)
カ ● ● ●	(5 票)
サ ● ● ●	(40 票)
タ ● ● ●	(45 票)
ナ ● ● ●	(30 票)
ハ ● ● ●	(25 票)
マ ● ● ●	(20 票)
ヤ ● ● ●	(50 票)
ラ ● ● ●	(10 票)
ワ ● ● ●	(35 票)

第2次総長候補者の絞り込み方法（イメージ）

論点

- ・第2次候補者に絞り込む方法についての詳細なルール
- ・現行内規の「3人以上5人以内」の規定を維持すべきかどうか
- ・絞り込みを行う回の議事運営をより詳細に定める

○東京大学総長選考会議内規において「3人以上5人以内」と規定されている第2次総長候補者の人数については、それを維持すべきか、また、少なくとも実際の絞り込みを行う時点より前の段階でより明確にしておくべきではないか

○絞り込みを行う回の議事運営をより詳細に定めることが望ましい。**投票の方法を用いる場合には、投票の意味（意見分布の確認か候補者を決定するための表決か）や議決要件（出席委員の過半数の票を得た者を候補者として決定する等）を事前に明確化しておくべき**であり、必要に応じ、東京大学総長選考会議内規の規定を補足するルールを検討することも考えられる。また、信憑性が確認されない匿名の告発文等は取り扱わない、あるいは中傷と思われる批判があった場合には当該候補者に反論の機会を与えるなどのルールの明確化も検討する必要がある

（令和4年度の総長選考会議への申し送り事項 1（2）①第2次候補者の絞り込み方法）

【案】 3人以上5人以内を維持する

①方向性（ジェンダー、学内外、代議員推薦と経営協議会推薦のバランス等）の検討

① 3名連記で投票

② 結果発表

③ 得票数の多い者から上位3名（3位同数は含める）は、原則、第2次候補者と決定

※3位同数の場合は、この段階で4名の第2次候補者が決定

④ 第2次候補者として3名で十分かを検討

（ジェンダー、学問分野等の多様性等の観点。総長像に合致していることを前提として、意向投票に提示する選択肢として過不足を確認。）

⑤ 追加（1～2名）の必要性を検討の上、選考・監察会議で決定。

⑥ 適任と考える追加の候補者について**投票** ※プレ投票

⑦ 投票結果をふまえて選考・監察会議にて検討

⑧ 決定のための投票 ※投票方法：議長を除く出席委員の無記名投票

本学における意向投票

東京大学総長選考・監察会議内規（抄）

（意向投票）

第13条 選考・監察会議は、前条の第2次候補者について、学内の意向投票を行う。
2 意向投票の方法については別に定める。

（総長予定者の決定）

第14条 選考・監察会議は、**第11条の調査及び前条の意向投票の結果を考慮して総長予定者を決定**する。

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則（抄）

5. 内規第13条の意向投票の方法について

- (1) 前項に定める投票資格を有する者による意向投票は、指定の期日に指定の投票所において、単記無記名投票により行う。
- (2) **有効投票の過半数を得た者がいないときは、繰り返し前号の投票**を行う。
- (3) **投票3回に及んでなお有効投票の過半数を得た者がいないときは、3回目の投票において得票多数の者2人**（末位の者と得票同数の者があるときは、その者を含める。）**について1回に限り投票**を行う。

⋮

- (8) 第1号から第3号に定める投票の際は、**各人の得票数を投票の都度発表**する。

<国立大学法人法>

6 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考・監察会議が定める基準により、行わなければならない。

<国立大学法人ガバナンス・コード>

【原則 3-3-1 国立大学法人のミッションを踏まえた明確な理念に基づく責任ある法人の長の選考等】

学長選考・監察会議は、国立大学法人法等に則り、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の評議員から同数を選出し構成され、法人の長の選考や解任、大学総括理事の設置の要否の検討、法人の長の業績評価等を担う会議体である。このため、学長選考・監察会議は、自らの権限と責任に基づき、法人の長に求められる人物像（資質・能力等）に関する基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行うべきである。

補充原則 3-3-1 ①

学長選考・監察会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。

論点

- ・選考プロセスにおける意向投票の意義、位置づけ
- ・意向投票の複数回の投票等の方式の検討

○総長選考会議における総長予定者の決定にあたり、候補者が大学構成員の支持をどの程度得ているかは非常に重要な判断要素であり、次期選考においても、選考プロセスにおける位置付けを明確にした上で、意向投票を実施することは引き続き有意義であると考えます。ただし、複数回の投票等、現行方式については意見が分かれる部分もあり、改めて検討が必要である。（令和4年度の総長選考会議への申し送り事項 1

(1) ③意向投票)

○国立大学法人の学長は、学長選考会議が、その責任と権限の下、自ら定める基準により主体的に選考することとされている。したがって、学長選考会議が意向投票の結果に拘束されることがあってはならず、例えば、候補者のうちの一人が過半数を獲得するまで意向投票を行うことにより、学長選考会議が、意向投票の結果をそのまま選考結果に反映させ、過度に学内の意見に偏るように受け取られることは避けるべきである。また、学長選考会議が、意向投票を一つ的手段として活用する場合には、学長候補者が学内構成員と確固たる信頼関係を築き、その下で強力なリーダーシップを発揮できる能力を有するかどうかの確認の参考とするなど、実施目的や位置付けを明確にして、説明責任を果たすべきである。

（国立大学法人の戦略的な経営実現に向けて～社会変革を駆動する真の経営体へ～最終とりまとめ 令和2年12月 国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議）

意向投票【検討パターン】

【前提】 第2次総長候補者の人数

【案】 3人以上5人以内を維持する

1. 第2次総長候補者の人数が3名の場合

(1) 投票回数は1回のみ

2. 第2次総長候補者の人数が4名以上で、1回目で過半数を得た候補者がいない場合

案① 2回目の投票を行い、意向の分布及び推移をみる

案①-1 2回目の投票は、1回目の得票上位2名で行う

案①-2 2回目の投票は、1回目の得票上位3名で行う

案①-3 2回目の投票は、1回目から候補者数を変えずに行う

案② 2回目の投票は行わず、1回目の投票結果で意向の分布をみる

(参考) ボルダール

候補者の人数に関わらず「1位に3点、2位に2点、3位に1点（仮）」のように配点を決めた上で、候補者に点数をつけ、投票する。

選考プロセスへの職員等の参画の在り方の検討

論点

- ・選考プロセス※への学内構成員（教職員・学生）の参画の在り方をどうするか。

※選考プロセスとは、代議員会の投票及び経営協議会の推薦による第1次候補者の決定（第1フェーズ）、総長選考会議による第2次候補者の選定（第2フェーズ）、大学構成員による意向投票（第3フェーズ）、総長選考会議が行う調査及び意向投票の結果を考慮した総長予定者の決定（第4フェーズ）の4つのフェーズのことをいう。

学内WGにおける検討の結果

●教職員の参画について

①代議員会の構成について

- ・教授会構成員以外的人数※を増やす方向性で検討した結果、「学部を有する研究科」の常勤教職員（教授会構成員以外）を1名増やして計2名とする。
- ・また、教授会構成員から選出された区分（別表1）について、公共政策学連携研究部については、研究科以外の大学院組織として情報学環と組織上の位置づけが同じであることから、新たに区分を設ける方向で進める。

※東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則 1(1)

②意向投票について

職員への投票資格付与について、大学運営・経営への関与という観点から、管理職手当が支給される職員を対象として検討した結果、「本部事務組織及び医療系の部長並びに各部局の事務組織の長に投票資格を付与することを検討の対象とする」こととする。

●学生の参画について

①学生に対して投票資格は付与しない。

- ②選考プロセスにおいて、各部局にて学生と対話の機会を設ける等、学生の意見を意向投票の参考にすることを推奨するが、制度として規則等に定めることはせず、実施の有無や形態については各部局の判断に委ねる。

選考プロセスへの職員等の参画の在り方の検討（代議員会の構成）

【変更前】

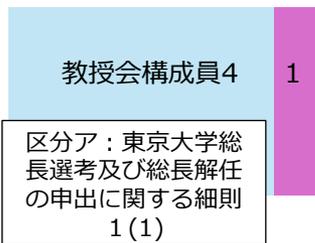
<学部を有する研究科>・・・9名



常勤教職員 1
(教授会構成員以外)
区分イ：東京大学総長
選考及び総長解任の申
出に関する細則 1(1)

区分ア：東京大学総長選考及び総
長解任の申出に関する細則 1(1)

<学部を有しない研究科・附置研究所等>・・・5名



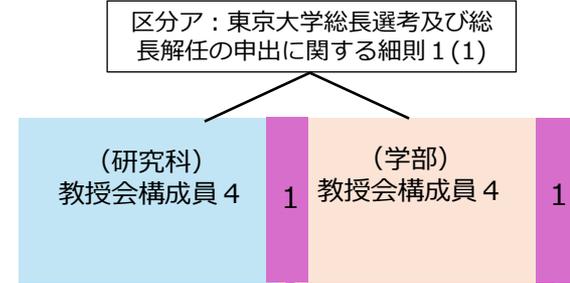
常勤教職員 1
(教授会構成員以外)
区分イ：東京大学総長
選考及び総長解任の申
出に関する細則 1(1)

区分ア：東京大学総
長選考及び総長解任
の申出に関する細則
1(1)

【変更後】○学内WG検討案

教授会構成員以外の人数を増やす方向性で検討した結果、「学部を有する研究科」の常勤教職員（教授会構成員以外）を1名増やして計2名とする。

<学部を有する研究科>・・・10名



区分ア：東京大学総長選考及び総
長解任の申出に関する細則 1(1)

常勤教職員 1
(教授会構成員以外)
区分イ：東京大学総長
選考及び総長解任の申
出に関する細則 1(1)

※学部を有しない研究科・附置研究所等は現行維持

※代議員会2回目投票時の区分比率

R2年度	代議員数	票数	得票数	
区分ア（教授会構成員）	144	3	432	81%
区分イ（常勤教職員）	34	3	102	19%

学部を有する研究科の「区分イ」を1名→2名に増やした場合

	代議員数	票数	得票数	
区分ア（教授会構成員）	144	3	432	77%
区分イ（常勤教職員）	(+10) 44	3	132	23%

すべての部局の「区分イ」を1名→2名に増やした場合

	代議員数	票数	得票数	
区分ア（教授会構成員）	144	3	432	70%
区分イ（常勤教職員）	(+29) 63	3	189	30%

選考プロセスへの職員等の参画の在り方の検討（代議員会の構成区分）

変更案：公共政策学連携研究部の区分追加

区分ア：教授会構成員（常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師）

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則（抜粋）

1 (1) ア. 第4項に定める意向投票の投票資格を有する者から選出された代議員 **別表1に定める区分ごとに各4人**（ただし、投票資格を有する者が10人に満たない場合は、2人とする。）

別表1

区分ア	人数
人文社会系研究科	4
教育学研究科	4
法学政治学研究科	4
経済学研究科	4
総合文化研究科	4
理学系研究科	4
工学系研究科	4
農学生命科学研究科	4
医学系研究科	4
薬学系研究科	4
数理学研究科	4
新領域創成科学研究科	4
情報理工学系研究科	4
情報学環	4
公共政策学連携研究部	4
法学部	4
医学部	4
工学部	4
文学部	4
理学部	4
農学部	4
経済学部	4
教養学部	4
教育学部	4
薬学部	4
医科学研究所	4
地震研究所	4
東洋文化研究所	4
社会科学研究所	4
生産技術研究所	4
史料編纂所	4
定量生命科学研究所	4
宇宙線研究所	4
物性研究所	4
大気海洋研究所	4
先端科学技術研究センター	4
全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館	4

（変更案）公共政策学連携研究部については、研究科以外の大学院組織として情報学環と組織上の位置づけが同じであることから、新たに区分を設ける方向で進める。

東京大学基本組織規則（抜粋）

第34条 学校教育法第100条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる大学院組織として東京大学に置かれるものは、大学院研究部及び大学院教育部（以下それぞれ「研究部」、「教育部」という。）とする。
2 前項の研究部として、情報学環及び公共政策学連携研究部を置く。

※左表一番下の全学センター等について、R7.4.1現在の組織は下記のとおり。赤字が前回選考年度からの変更点。

	R2.4.1	R7.4.1
全学センター	生物生産工学研究センター	(R3.4.1 研究科附属施設に改組)
	アジア生物資源環境研究センター	
学内共同教育研究施設	大学総合教育研究センター	大学総合教育研究センター
	相談支援研究開発センター	相談支援研究開発センター
	アイソトープ総合センター	アイソトープ総合センター
	高大接続研究開発センター	高大接続研究開発センター
		グローバル教育センター
		多様性包摂共創センター
国際高等研究所に置かれる研究機構	カブリ数物連携宇宙研究機構	カブリ数物連携宇宙研究機構
	ニューロインテリジェンス国際研究機構	ニューロインテリジェンス国際研究機構
		新世代感染症センター
学際融合研究施設	未来ビジョン研究センター	未来ビジョン研究センター
	低温科学研究センター	低温科学研究センター
	総合研究博物館	総合研究博物館
	環境安全研究センター	環境安全研究センター
		地球環境データコモンズ
全国共同利用施設	情報基盤センター	情報基盤センター
	素粒子物理国際研究センター	素粒子物理国際研究センター
	空間情報科学研究センター	空間情報科学研究センター
	文書館	文書館

(1) 学部からの選出にあたっては、当該学部の教授会が選出する。

(2) 公共政策学連携研究部専属の教員であって、投票資格を有する者については、公共政策学連携研究部教授会の定めるところにより、法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかに属するとみなして取り扱う。

選考プロセスへの職員等の参画の在り方の検討（代議員会の構成区分）

別表2

区分イ	人数
人文社会系研究科	1
教育学研究科	1
法学政治学研究科	1
経済学研究科	1
総合文化研究科及び数理科学研究科	1
理学系研究科	1
工学系研究科	1
農学生命科学研究科	1
医学系研究科	1
薬学系研究科	1
新領域創成科学研究科	1
情報理工学系研究科	1
情報学環	1
医学部附属病院	1
医科学研究所	1
地震研究所	1
東洋文化研究所	1
社会科学研究所	1
生産技術研究所	1
史料編纂所	1
定量生命科学研究所	1
宇宙線研究所	1
物性研究所	1
大気海洋研究所	1
先端科学技術研究センター	1
柏地区に所在する事務組織	1
本部	6
附属図書館	1
全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館	1

柏地区に所在する事務組織とは、柏地区事務機構長、新領域創成科学研究科事務部、宇宙線研究所事務部、物性研究所事務部、大気海洋研究所事務部、カブリ数物連携宇宙研究機構事務部、柏地区研究センター支援室及び柏地区共通事務センターをいう。

現行維持

区分イ：常勤教職員（教授会構成員以外）

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則（抜粋）

1(1)イ. 第4項に定める意向投票の投票資格を有する者以外の本学常勤の教職員から選出された代議員 **別表2に定める区分ごとに各1人**

<確認すべき点>

- ①「総合文化研究科及び数理科学研究科」と2部局が1つの区分となっている点
 - ・ 法人化時の選考会議内規制に際し、教授会構成員以外からの代議員数の区分を設けるにあたり、人数比例方式による試算がなされた（次のスライド参照）。その結果、基準を満たさなかった数理科学研究科は総合文化研究科と同一区分としたと推察される。
 - これ以降現在に至るが、今回も変更なしでよいか。
- ②本部
 - ・ 法人化の際に部の数（総務部、人事部、財務部、施設部、学生部、研究協力部）で代議員会選出数は6名と定めている。当時の所属人数は431名（2004.7.1時点）。
 - ・ 前回選考年度（R2年度）の同区分について、部の数は12（教育・学生支援部、研究推進部、産学連携部、社会連携部、産学連携法務部、環境安全衛生部、情報システム部、経営企画部、総務部、人事部、財務部、施設部）、所属人数は790名と大幅に増加しているが、全体を6つの群に分け、各群から1名選出する方法をとり、選出人数は6名のままで変更はない。
 - ・ 令和7年4月1日時点では、部の数は13、本部業務の室等を含めた所属人数は約950人。
 - ベースとなる選出人数は6名のままで変更なしでよいか。
- ③柏地区に所在する事務組織
 - ・ 前回選考年度から組織上の変更はない。
 - ベースとなる選出人数は変更なしでよいか。
- ④医学部附属病院
 - ・ 区分イのみ該当。医療系職員を想定しての割り当てと推察される。
- ⑤附属図書館
 - ・ 区分イのみ該当。

選考プロセスへの職員等の参画の在り方の検討（代議員会の構成区分）

（参考）

平成15（2003）年11月5日付資料 15.11.5

教授会構成員以外からの代議員数（人数比例方式による試算）

区 分 部 局	教	職	合	情報学環 を1とし た場合	情報学環を1とし た場合（小数点以 下四捨五入）	備 考
	員	員	計			
法 学 部	33	41	74	3.7	4	
医 ・ 病 院	458	1335	1793	89.65	90	
工 学 部	195	242	437	21.85	22	総試合む
文 学 部	39	26	65	3.25	3	
理 学 部	117	120	237	11.85	12	
農 学 部		219	219	10.95	11	
経 済	19	26	45	2.25	2	
教 養	86	123	209	10.45	10	
数 理	6	0	6	0.3	0	10人未滿
教 育	54	26	80	4	4	教員に教諭を含む
薬 学	30	21	51	2.55	3	
新 領 域	39	0	39	1.95	2	
情 報 学 環	10	10	20	1	1	社情含む
情 報 理 工	28	10	38	1.9	2	
医 科 研	77	210	287	14.35	14	
地 震 研	28	50	78	3.9	4	
東 文 研	5	18	23	1.15	1	
社 研	10	21	31	1.55	2	
生 産 研	73	149	222	11.1	11	
史 料 研	24	22	46	2.3	2	
分 生 研	26	27	53	2.65	3	
宇 宙 線	14	11	25	1.25	1	
物 性 研	48	37	85	4.25	4	
海 洋 研	27	45	72	3.6	4	海事職除く
先 端 研	15	21	36	1.8	2	
柏 地 区		63	63	3.15	3	
総 務 部		128	128	6.4	6	
経 理 部		99	99	4.95	5	
施 設 部		77	77	3.85	4	
学 生 部	3	76	79	3.95	4	
研 協 部		44	44	2.2	2	
図 書 館		44	44	2.2	2	
セ ン タ ー 群	71	89	160	8	8	情報基盤のみで3
計				計	248	

人数比例方式による試算

- 教授会構成員以外の常勤教職員から選出された代議員は各部局1名ということが前提。
- 教授会構成員以外の常勤教職員数が10人以上である最小部局の「情報学環」を基準とする。
- 情報学環を1とした場合の人数比を算出し、1に満たない部局である数理科学研究科は、単独の区分とはせず、総合文化研究科及び数理科学研究科としたことが推察される。

※人数が10人以上の最小部局 情報学環 を基準とした場合

※教員については、医学部・病院・保セは講師及び助手、教育は助手及教諭、それ以外は助手とした。

※15.10.1の現員数を基準とした。

選考プロセスへの職員等の参画の在り方の検討（意向投票）

学内WGにおいて、意向投票への参画については、大学運営・経営への関与という観点から、管理職手当が支給される職員を対象として検討し、「**本部事務組織及び医療系の部長並びに各部局の事務組織の長に投票資格を付与することを検討の対象とする**」こととする（②列）。

管理職手当が支給される職員の意向投票への参画について

現行：意向投票資格なし

変更案：本部事務組織の部長、看護部長、薬剤部長、各部局の事務組織の長に意向投票資格を付与

	職名	職位	①本部部長 及び 部局事務組織の長	②部長級 (事務系、医療系) 及び 部局事務組織の長	③部長級 (事務系、医療系)	④事務系すべて	⑤すべて
本部	部長	部長級	○	○	○	○	○
	次長	課長級				○	○
	課長等	課長級				○	○
部局	事務部長	部長級	○	○	○	○	○
	事務長	課長級	○	○		○	○
	事務系課長	課長級				○	○
	看護部長	看護部長		○	○		○
	薬剤部長	薬剤部長		○	○		○
	副看護部長	副看護部長					○
	看護師長	看護師長					○
人数計			41	44	23	144	203

※ 「③部長級（事務系、医療系）」のみを対象とすることは、部局の規模によって部長職が不在のため公平性の観点から避ける。

※ 「④事務系すべて」「⑤すべて」は、課長級まで入れると人数が非常に多くなる。

※ 現状のところ、技術系職員で管理職手当が支給されている職員は該当なし。

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則（抜粋）

1. 東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。）第9条の代議員会の構成について

- (1) 代議員会は、次に掲げる者をもって構成する。
- ア. 第4項に定める意向投票の投票資格を有する者から選出された代議員 別表1に定める区分ごとに各4人（ただし、投票資格を有する者が10人に満たない場合は、2人とする。）
- イ. 第4項に定める意向投票の投票資格を有する者以外の本学常勤の教職員から選出された代議員 別表2に定める区分ごとに各1人

4. 内規第13条の意向投票の投票資格について

- (1) 投票資格を有する者は、東京大学基本組織規則第9条第2項に規定する教員であって選考開始の公示の日の属する月の初日に現に常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師である者とする。
- (2) 選考開始の公示の日の属する月の初日に投票資格を有していた者が、投票の日までに前項に定める者でなくなった場合は、投票資格を失う。
- (3) 選考開始の公示の日の属する月の初日に休職中又は出向中の者は、投票資格を有する者に含まれない。
- (4) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者は、第1号にいう常勤の教授に含まれる。
- (5) 教授（特例）ポストの教授は、第1号にいう常勤の教授に含まれる。
- (6) クロス・アポイントメント制度、学内クロス・アポイントメント制度及びスプリット・アポイントメント制度を適用される教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師は、第1号にいう常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師に含まれる。
- (7) 東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける卓越教授、特命教授及び特別教授のうち、教授会構成員である者は、第1号にいう常勤の教授に含まれる。
- (8) 全学センター、学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の運営委員会並びに国際高等研究所に置かれる研究機構の研究機構運営委員会は、第1号にいう教授会とみなす。

別表 1

区分ア	人数
人文社会系研究科	4
教育学研究科	4
法学政治学研究科	4
経済学研究科	4
総合文化研究科	4
理学系研究科	4
工学系研究科	4
農学生命科学研究科	4
医学系研究科	4
薬学系研究科	4
数理科学研究科	4
新領域創成科学研究科	4
情報理工学系研究科	4
情報学環	4
法学部	4
医学部	4
工学部	4
文学部	4
理学部	4
農学部	4
経済学部	4
教養学部	4
教育学部	4
薬学部	4
医科学研究所	4
地震研究所	4
東洋文化研究所	4
社会科学研究所	4
生産技術研究所	4
史料編纂所	4
定量生命科学研究所	4
宇宙線研究所	4
物性研究所	4
大気海洋研究所	4
先端科学技術研究センター	4
全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館	4

(1) 学部からの選出にあたっては、当該学部の教授会が選出する。
 (2) 公共政策学連携研究部専属の教員であって、投票資格を有する者については、公共政策学連携研究部教授会の定めるところにより、法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかに属するとみなして取り扱う。

別表 2

区分イ	人数
人文社会系研究科	1
教育学研究科	1
法学政治学研究科	1
経済学研究科	1
総合文化研究科及び数理科学研究科	1
理学系研究科	1
工学系研究科	1
農学生命科学研究科	1
医学系研究科	1
薬学系研究科	1
新領域創成科学研究科	1
情報理工学系研究科	1
情報学環	1
医学部附属病院	1
医科学研究所	1
地震研究所	1
東洋文化研究所	1
社会科学研究所	1
生産技術研究所	1
史料編纂所	1
定量生命科学研究所	1
宇宙線研究所	1
物性研究所	1
大気海洋研究所	1
先端科学技術研究センター	1
柏地区に所在する事務組織	1
本部	6
附属図書館	1
全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館	1

柏地区に所在する事務組織とは、柏地区事務機構長、新領域創成科学研究科事務部、宇宙線研究所事務部、物性研究所事務部、大気海洋研究所事務部、カブリ数物連携宇宙研究機構事務部、柏地区研究センター支援室及び柏地区共通事務センターをいう。

第 2 回総長選考・監察会議議事要旨（案）

1. 開催日時：令和 7 年 5 月 2 1 日（水） 1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 4 0
2. 方 法：オンライン会議（Z o o m）
3. 出席者：遠藤、国谷、國土、小林、酒匂、佐藤、関根、板東、岩間、宇野、浦野、
粕谷、寺田、平地、古村 各委員
4. 陪席者：亀井、山口 各監事
5. 議題
 - 1 求められる総長像について
 - 2 次期総長選考プロセスについて
 - 3 その他
6. 配付資料
 - 1 - 1 求められる総長像（案）
 - 1 - 2 次期総長選考に向けた主な検討スケジュール（イメージ）
 - 2 - 1 次期総長選考に向けた課題検討
 - 2 - 2 代議員会選出第 1 次総長候補者氏名（イメージ）
 - 3 - 1 東京大学総長選考・監察会議議長所信表明（議長就任にあたって）
 - 3 - 2 令和 7 年度第 1 回総長選考・監察会議議事要旨（案）

7. 議事

1 求められる総長像について

議題 1 に関し、議長及び議長代行から、配付資料 1 - 1 及び 1 - 2 に基づき、求められる総長像に関するこれまでの検討状況、今後のスケジュール及び総長選考・監察会議学内ワーキング・グループにおける検討結果について説明があった。次いで、出席委員の間で、配付資料 1 - 1 の 3 項及び 5 項の表現について意見交換が行われた後、議長から、求められる総長像について、2 項及び 3 項は配付資料 1 - 1 のとおりとし、5 項は「協調的人類社会の実現」の記載を残すことについて賛否が諮られ、出席委員から異議はなく、了承された。次いで、議長から、一旦、確定した「求められる総長像（案）」を 6 月の教育研究評議会及び経営協議会においてお示しし、両会議での意見を踏まえ、今後さらに総長選考・監察会議において検討を進めていくことが確認された。

2 次期総長選考プロセスについて

議題 2 に関し、事務局から、配付資料 2 - 1 に基づき、代議員会における第 1 次総長候補者の推薦の結果にかかるこれまでの取扱い、論点及び検討の方向性等について説明があった。次いで、議長代行から、総長選考・監察会議学内ワーキング・グループにおける当該結果の取扱いに関する検討結果について説明があり、出席委員の間で意見交換

及び質疑応答が行われた（○は出席委員の意見又は質問であり、→は議長代行の回答である。）。

- 代議員会における投票結果を公開することで、選考プロセスの枠組みを超えた総長選考・監察会議への非公式な働きかけが生じる可能性や、得票上位の候補者が第2次総長候補者として選出されなかった場合に、学内構成員の理解を得るに足る説明が困難となり、かえって学内の不和を招くことが懸念されるため、選考プロセスの透明性の確保こそが最重要であると考えますが、どのように検討されたのか。
- 前回の総長選考時の学内の混乱は、第2次総長候補者の絞り込みにかかるプロセスの不透明性に原因があったことから、選考プロセスの透明性の確保は不可欠であり、第2次総長候補者の絞り込みに関しては、客観的で明確なルールを事前に定めることを検討している。そのうえで、代議員会における投票結果を非公開とすることによる学内の不信感の拡大を防ぐため、当該結果についても公開し、より選考プロセス全体に対する透明性を高めたいと考えている。
- 代議員会における投票結果の公開により、第2次総長候補者を絞り込む際に総長選考・監察会議委員に心理的な圧力がかかるなど、かえって公平性を欠く恐れもあることから、選考プロセスの透明性を徹底的に確保することで客観性を確保する形が望ましいのではないかと。
- 情報を非公開とすることで異議を受け付けない姿勢は古いように感じるため、得票数を公開しない場合も、順位については公開するほうがより公平ではないかと。
- 代議員会における投票結果を公開した場合も、現行の制度ではその後の選考プロセスが不透明であることから、第2次総長候補者の絞り込みの結果について学内の十分な理解が得られない可能性があるため、公正性の観点から学内の理解を得られるように第2フェーズ以降の制度についても整備していくことが重要ではないかと。
- 代議員会における投票結果の公開に伴う問題点はあるが、前回の総長選考時の課題は、選考プロセス全体の不透明性にあったことを鑑み、当該結果を公開し、総長選考・監察会議が第2次総長候補者の絞り込みの結果に関する説明責任を果たすことで、透明性を重視する姿勢を示すことや選考プロセス全体の信頼性を高めることにつながるのではないかと。
- 第2フェーズについて、面接の質が第2次総長候補者の絞り込みの質に直結するため、面接時間や内容について、今後議論を深めていくことが重要と考える。
- 経営協議会からより良い第1次総長候補者を推薦するためには、経営協議会において相当な時間を費やして議論する必要があるため、次期総長選考全体に関する検討として、当該推薦の過程についても検討すべきではないかと。

3 その他

議長から、配付資料3-1に基づいて、本学ホームページ内の総長選考・監察会議ページに所信表明を公表したことについて、報告があった。

以上

